

事務連絡
令和2年5月21日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和2年5月21日）
に伴う工事及び業務の対応について

このたび、令和2年5月21日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、地方公共団体及び国土交通省における工事等の対応について、別添1、2のとおり事務連絡を送付しておりますので、ご参考にお知らせいたします。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドラインも参考に、適切なお対応をお願いいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。